

令和7年3月14日（金曜日）

建設委員会

第5委員会室

出席委員

井上太良、重田一政、川島淳良、宮下和也、
竹尾浩司、神頭敬介、松岡廣幸、小田響子、
岡部敦吏

再会

9時55分

上下水道局

9時55分

前回の委員長報告に対する回答

・議案第138号、姫路市下水道条例の一部を改正する
条例について、及び議案第139号、姫路市給水条例の
一部を改正する条例について、料金改定は市民生活や
経済活動に大きな影響を与えることから、市民の理解
が十分得られるよう、改定前だけでなく料金改定後
においても、引き続き、効果的で分かりやすい広報活動
にしっかりと努められたいことについて

令和7年2月に、上下水道局の広報紙において料金
改定の理由と内容について掲載し、全戸配布を行った
ほか、動画を作成して公開した。

また、2月及び3月の水道メーター検針時に発行す
る検針票に合わせて、料金改定の案内チラシを配布し
ている。

さらに、料金改定となる同年4月以降においても、
市政テレビ番組やラジオ番組及びフェイスブック、L
I N EなどのSNSなどにおける広報を展開し、幅広
い世代に情報が行き渡るよう取り組んでいく。

報告事項説明

・上下水道の地震対策等に係る新たな支援制度の活用
について

- ・浸水対策事業の実施状況について
- ・ウォーターPPPの取組について
- ・下水道管渠の緊急点検について
- ・上下水道局組織改正の概要について

質問

10時11分

（質問）

上下水道の地震対策等に係る新たな支援制度の活
用について、地域防災計画等で定められている災害時
に上下水道機能の確保が必要な重要施設16か所のう
ち、給水拠点として7か所が設定されているが、なぜ
この7か所を選定したのか。

（答弁）

市内にある飲料水兼用耐震性貯水槽を所有する10
か所の施設のうち、防災センターや夢前事務所、安富
事務所の3か所は飲料水兼用耐震性貯水槽を所有し、
既に防災中枢拠点及び地域防災拠点として設定して
おり、さらに給水拠点にも設定すると重複するため、
これら3か所を除いた7か所について給水拠点と設定
したものである。

（質問）

今後、飲料水兼用耐震性貯水槽を設置する施設が増
加すれば、新たに給水拠点として追加で設定するの
か。

（答弁）

そうである。

同貯水槽の設置は危機管理室の所管であり、危機管
理室で同貯水槽の設置を増やしていくようであれば、
その都度計画を修正して給水拠点を追加していきたい。

（質問）

ウォーターPPPの取組について、污水管の改築に
係る国費支援に関してウォーターPPP導入を決定
済みであることが令和9年度以降の国費の交付要件
とされたようだが、同制度を導入しなかった場合、幾
らぐらいの国費が支給されなくなってしまうのか。

（答弁）

令和7年度の予定では、約50億円の改築更新費の
うち、管渠改築に補助対象事業費として約9億円を国
に要望している。そのうち国の補助率は2分の1であ
り、同制度を導入しなければ4～5億円程度の国庫補
助の支援が受けられない結果となる。

（質問）

ウォーターPPPにおける包括的民間委託レベル
について、レベル3.0と3.5の違いは何か。

（答弁）

レベル3までは維持管理業務のみを委託し、その内
容に更新（改築）計画作成・工事業務の委託を含め
るとレベル3.5の管理・更新一体マネジメント方式とな
る。

（質問）

対象となる事業をレベル3.5として実施するに当
たり、民間事業者の応札が少ない場合はどのように対
応しようと考えているのか。

(答弁)

原則 10 年の長期契約で性能発注するに当たり、市で費用を概算し、その費用を見込んだ上での発注となる。応札する事業者がない場合は、要求水準書の内容変更を検討する。

(要望)

ある程度は民間活力を活用することは大切ではあるものの、全てを民間に任せきりにするのではなく、しっかりと市が責任を持って、慎重に事業を推進されたい。

(質問)

ウォーター P P P は、原則として民間事業者と 10 年間の長期契約を締結する必要があるが、長期間にわたる業務委託の履行に関して問題はないのか。

(答弁)

令和 7 年 3 月 18 日に下水道事業におけるウォーター P P P 企業向け説明会を予定しており、今後、民間事業者からの意見聴取やアンケート調査の実施を踏まえて要求水準書等を作り上げていこうと考えている。

10 年間という非常に長期にわたる契約期間で大きな事業内容の変更があったときには、要求水準書の中で変更できるという条項を盛り込むことも検討していきたい。

国が作成した下水道分野におけるウォーター P P P ガイドラインでは、対象施設・業務範囲の設定について、市の全ての下水道施設を対象とするのではなく、まずは少なくとも 1 つの処理区を選択し、当該処理区内の全ての施設・業務を念頭に置いて、導入の検討を開始するように示されている。

本市には多数の処理区があるが、その中でもコンパクトで導入しやすいところを選定し、民間事業者と相談しながらウォーター P P P の導入を進めていきたいと考えている。

民間事業者に全て任せてしまうと、技術の伝承が困難となるなど課題もあるため、規模の大きな処理区については引き続き市で対応していきたい。

(質問)

ウォーター P P P 導入の対象処理区として、どこを予定しているのか。

(答弁)

企業向け説明会では、香寺処理区と揖保川処理区を候補として説明しようと考えているが、選定は同説明会で事業者の意見を聞いて、調整したいと考えている。

(要望)

ウォーター P P P の導入により、指定した民間事業者の採算が悪化したときに、使用料の値上げやサービス水準の低下につながらないように、適正な管理運営体制を確保されたい。

(質問)

令和 6 年度に県が新規事業として、水道管の地下漏水可能性エリアを抽出するため、衛星画像による広域漏水調査支援事業を実施している。本市も当該事業に参画していると聞いているがどうか。

(答弁)

水道管の漏水調査については、令和 6 年度から県下一斉で人工衛星による漏水調査を実施することとなり、本市も当該調査に参画した。

現在、県から、半径 100 メートルの範囲で漏水可能性のある区域が特定された資料の提供を受けており、それを基に現地調査を実施しようと考えている。

(質問)

水道水の漏水可能性があるところは、道路が陥没する可能性もあるのか。

(答弁)

下水道の場合は、地中の埋設管が老朽化などで破損し、地表から降雨が浸透し埋設管の破損部から水とともに土砂が流入し、土砂の流出に伴い地中に空洞ができる。その結果、空洞が拡大して道路が陥没する。

一方で、上水道の場合はそうではなく、水道管が老朽化により破損した場合、水道管全体に圧力がかかっていることから、路面から水が噴き出してしまうことが多く、道路が陥没するケースは少ないと考えられる。

(質問)

上下水道の地震対策等に係る新たな支援制度の活用について、地域防災計画等で定められている医療機関や行政機関等、災害時に上下水道機能の確保が必要な重要施設が設定されているが、災害時には当該施設だけで、市全体を網羅できるのか。

(答弁)

従来から市単独事業として、避難所となっている市内の全小学校 70 か所に加え、200 床以上の病床を所

有する病院や防災センター等の重要給水拠点も合わせた合計 84 か所を優先的に継続して整備している。

このたび、災害拠点病院等の重要施設を設定することによって、当該重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化に関する国庫補助が新たに受けられることとなった。

しかしながら、国庫補助事業は 5 年間ごとに国から実績を求められ、それにより補助金の追加も行われることから、国庫補助を受けるため、5 年間及び次の 5 年間の 10 年間で集中的に耐震化する 16 施設をまずは抽出したものであり、ほかの地域も引き続き、重要給水施設管路更新事業として、市単独で事業を継続実施していく。

(質問)

人口減少や少子高齢化により、今後、技術職員の確保が困難となることが予測される中、ウォーター P P P 導入に当たり、維持管理業務における委託範囲拡大を検討する場合、官民の技術レベルの差が課題となってくるように思うが、どのように考えているのか。

(答弁)

要求水準書において、我々が現状行っている技術水準を要求しようと考えている。

民間事業者からよりすばらしいアイデアが出たら、市でも反映できるものは取り入れていけばよいのではないかと考えている。

(質問)

官民連携の費用縮減分を官民で分け合うプロフィットシェアの仕組みについて、官民でどのような比率で分け合おうと考えているのか。

(答弁)

国土交通省が作成した下水道分野におけるウォーター P P P ガイドラインによると、シェアの比率は自治体で決定できるようになっており、事業期間中に受託者からの縮減の提案に基づき、協議により決定しようと考えている。

(質問)

令和 9 年度以降の汚水管の改築に係る国費支援について、ウォーター P P P の導入を決定済みであることが交付要件となり、全国で多くの自治体が一斉に同制度の導入を検討すると考えられる。技術者不足は官民共通の課題であるが、事業者の参入見込みは立っ

ているのか。

(答弁)

我々も参入事業者がいるかどうか危惧しているところではあるが、自治体の中には、比較的新しく整備を進めてきた処理区が多くあり、管路の不具合も少ないことから、当面、交付金の対象となる改築事業の予定はなく、同制度の導入状況が令和 9 年度以降の管路更新事業に直ちに影響することはないと考えて、同制度の導入を検討中としているところもある。

実際に参入予定事業者が何者いるのかは把握していないものの、同制度導入に向けたマーケットサウンディング調査の事業者向け説明会には 55 者から申込みがあったことから、民間の参入意欲は高いと考えている。

同説明会等において事業者から意見を収集した上で、今後、事業者の募集・選定の準備を進めていきたい。

(要望)

厳しい財政状況の中、官民連携により民間企業のノウハウや創意工夫を活用することで、将来にわたって持続可能な下水道事業の運営ができるよう、しっかりと取り組まれない。

(質問)

上下水道局組織改正について、各種計画の策定や官民連携による事業を推し進めるため、下水道マネジメント課を新設し、下水道整備課から当該業務を移管するようであるが、従来 1 つの所属に属していた業務を分割することでお互いの部署に垣根ができてしまい、業務をスムーズに進めることができなくなるのではないかと危惧するかどうか。

(答弁)

従来、下水道局において下水道普及整備を推進していたときには下水計画課が設置されていたものの、普及が一定程度進捗したときに組織の縮減がなされ、廃止された経緯がある。

組織の在り方を変える理由として、組織としてどのような業務に力を入れて実施していくのか、しっかりと対外的に意思表示していくことが必要であると考えている。

ウォーター P P P の導入に関して、契約課とも連携しながら新たな契約方針について取り決めていかな

ければならず、技術系職員だけでは対応が困難なことから、下水道マネジメント課の新設に当たり増員を要望した。また、下水道整備課には、課長とは別に計画部門を担う主幹を配置しており、その体制をリニューアルしようとしたものでもある。

下水道マネジメント課を設置することで、令和7年度の組織運営をしっかりと行っていきたいと考えている。

(質問)

本市のウォーターPPPにおける包括的民間委託レベルは現在2.5であるが、3.0ではなく3.5を目指そうと考えているのか。

(答弁)

そうである。現在、下水道施設の修繕・維持管理のみを委託しているが、補助金の交付要件となるレベル3.5への引上げを検討している。

(質問)

国土交通省は、コンセッション方式(レベル4)への足がかりとして管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)を設定し、レベル3.5の契約終了後はその後継となるレベル4を選択肢として検討することを求めているが、本市としてどのように考えているのか。

(答弁)

全国でコンセッション方式を導入している自治体はあるものの、本市では下水道施設の運営権までを事業者任せにすることまでは考えていない。

(質問)

市内業者が参入する予定はあるのか。

(答弁)

要求水準書の中で、市内業者に発注することを盛り込む必要はあると考えてはいるものの、現在、市内業者と個別に相談しているようなことはない。

(要望)

市内業者を優先的に活用されたい。

(質問)

浸水対策事業の進捗状況について、八家川第六ポンプ場の建設着手時期が依然として未定となっているが、どのような状況であるのか。

(答弁)

八家川第五ポンプ場は試運転後、地元の説明をした

上で、令和7年4月からの運転開始を目指している。

一方、八家川第六ポンプ場は、堤防の河川管理者である県と継続して協議を行っているところである。

(質問)

県との間で実施した協議の詳細について説明してもらいたい。

(答弁)

県からは洪水調整池の計画変更もあり得ると聞いており、県の担当者下水道整備課の間で3回、協議を実施している。

八家川第六ポンプ場は県の洪水調整池に係る工事が進んでおらず、県の工事の進捗により当該ポンプ場の着工時期が分かってくると思う。

(質問)

3回の協議を行った日時はそれぞれいつなのか。

(答弁)

すぐには分からないので、後ほど改めて回答する。

(委員会終了後に資料配付)

(質問)

先日、私の会社のすぐ北側で八家川のしゅんせつ工事が実施されていたが、近所の住人から、「バスに乗りたいが、バス停周辺に工事車両が多く停まっており、バスに乗ることが難しい。」という苦情を聞いた。

工事車両は八家川第五ポンプ場の試運転による工事の影響によるものであるが、同ポンプ場の整備が長期間放置され、川底に多くの泥がたまった結果、しゅんせつ工事に時間がかかり過ぎているようである。

市民の生命財産を守るための災害対応としての事業であるにもかかわらず、なかなか事業が進まないのは、地域住民にしっかりと向き合っていないのではと思うがどうか。

(答弁)

遅延している県の治水事業は八家川のほかに水尾川もあり、担当者レベルでは懸命に交渉を続けているものの、なかなか進んでいない状況であり、責任者レベルでも県と交渉を行う必要があると考えている。

しゅんせつは建設局の河川整備課の担当であると思うが、河川のしゅんせつや維持管理は重要なことであり、今後は建設局との連携の下、地元の声を聞きながら事業を推進していきたいと考えている。

(要望)

八家川第六ポンプ場の整備は市民の命を守るための災害対応であることから、しっかりと事業を推進されたい。

また、令和7年度の県議会に対しての市の要望にぜひ入れてもらいたい。

(要望)

八家川の地区だけではなく、市全域における災害対応についても、県としっかりと協議を続けられたい。

(質問)

令和3年第1回定例会において、東部析水苑敷地内のグラウンドを他の少年野球チームも利用できるように要望したにもかかわらず、依然として特定のチームが専用グラウンドとして利用している状況が継続しているようだが、現状はどのようになっているのか。

(答弁)

東部析水苑については、関係機関と協議を続けているところであり、従前の状況と変わっていない。

(意見)

地元で説明している内容と話が違うのではないかと。

(質問)

従来は特定の少年野球チームが看板を掲げて同グラウンドを利用していたが、現在は当該看板を撤去したものの、依然として独占的な利用を継続していると聞いている。

サッカーやラグビーなど、他のスポーツ団体にも門戸を広げることも含め、今後の同グラウンドの利用方法を検討されたいかどうか。

(答弁)

令和3年第1回定例会において、同グラウンドは特定の団体の専用使用とするのではなく、観光スポーツ局とも連携して、練習場所に困っている他の少年野球チームも使えるようにするなど、活用方法を検討されたいと要望があったことを受け、地元をはじめ、少年野球チームや姫路少年硬式野球協会、まちづくり振興機構とも協議を行い、一般開放を行う方向で話を進めている。

しかしながら、利用受付に関する事務を地元任せにすると受付事務の対応が難しいと予想されることから、同グラウンドの使用方法について協議を行った上で、上下水道局で当該事務を行い、早急に一般開放を行いたいと考えている。

(要望)

東部析水苑を管理する上下水道局が責任を持って、同グラウンドの一般開放に取り組まれない。

(質問)

もともとは、ある企業の駐車場で練習していた飾磨の少年野球チームが、当該企業の都合により現地で練習ができなくなったため、当該企業が企業立地推進課に対し、子どもたちの新たな練習場所について要望書を提出し、同課から私に話があったものである。

百条委員会で指摘された同グラウンドの使用方法について、地元の自治会と話し合いを行い、使い方を改めたにもかかわらず、今さら使い方について苦言を呈されるのはおかしいと思うがどう考えているのか。

(答弁)

同グラウンドの使い方については地元ともしっかりと話し合いを行った上で、姫路少年硬式野球協会にも話をし、上下水道局で受付事務を行わせてもらいたい。

(質問)

地元が我慢している場面も多くあり、東部析水苑の設置について市から協力を依頼されて承諾したこともあり、地元への気遣いはあつてしかるべきではないのか。

(答弁)

その辺りの事情も鑑み、地元住民の理解も得ながら話を進めていく。

(意見)

同グラウンドは、特定の少年野球チームが利用するだけでなく、他のスポーツ団体にも平等に利用してもらいたい。

また、施設を所管する上下水道局が同グラウンドの管理に全く関与しないということでは、百条委員会の結果が無視されてしまうように思うことから、上下水道局も管理に関与する必要があると考える。

上下水道局終了

11時00分

【予算決算委員会建設分科会（上下水道局）の審査】

意見取りまとめ

12時01分

(1) 付託議案審査について

・議案第46号～議案第48号、議案第56号、議案第58号及び議案第62号、以上6件については、いずれも

全会一致で可決すべきものと決定。

(2) 閉会中継続調査について

・別紙のとおり閉会中も継続調査すべきものと決定。

(3) 委員長報告について

・正副委員長に一任することに決定。

意見取りまとめ終了 12時04分

閉会 12時04分

【予算決算委員会建設分科会の意見取りまとめ】